○金融庁告示第百十四号

株式会社損害保険ジャパンが、平成二十三年十月一日付で損保ジャパンひまわり生命保険株式会社の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者でなくなったことに伴い、保険業法（平成七年法律第百五号）第二百七十一条の三十三第一項第二号の規定により株式会社損害保険ジャパンの同法第二百七十一条の十第一項の認可がその効力を失ったので、同法第二百七十四条第九号の規定に基づき、告示する。

平成二十三年十一月八日

金融庁長官　畑中龍太郎

○金融庁告示第百十五号

日本興亜損害保険株式会社が、平成二十三年十月一日付で日本興亜生命保険株式会社の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者でなくなったことに伴い、保険業法（平成七年法律第百五号）第二百七十一条の三十三第一項第二号の規定により日本興亜損害保険株式会社の同法第二百七十一条の十第一項の認可がその効力を失ったので、同法第二百七十四条第九号の規定に基づき、告示する。

平成二十三年十一月八日

金融庁長官　畑中龍太郎

○政治資金適正化委員会告示第六十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を次のとおり公告する。

平成二十三年十一月八日

政治資金適正化委員会委員長　上田　廣一

登録番号	登録年月日	氏名
四〇三四	二三、一〇、二一	芹ヶ野　実
四〇三五	二三、一〇、二一	西山　優
四〇三六	二三、一〇、二一	福井　俊光
四〇三七	二三、一〇、二一	長瀬　浩司
四〇三八	二三、一〇、二一	川上　綾
四〇三九	二三、一〇、二一	白鳥久美子
四〇四〇	二三、一〇、二一	小田　信篤

○外務省告示第三百六十四号

平成二十三年十月二十四日に東京で、情報の保護に関する日本国政府とフランス共和国政府との間の協定の署名が行われ、同協定は、同日に効力を生じた。

平成二十三年十一月八日

外務大臣　玄葉光一郎

情報の保護に関する日本国政府とフランス共和国政府との間の協定

日本国政府及びフランス共和国政府（以下「両締約国政府」といい、個別に「締約国政府」という。）は、

両締約国政府の間で交換される秘密の情報の相互保護を確保することを希望して、

次のとおり協定した。

第一条

この協定の適用上、

(a)　「秘密情報」とは、日本国政府若しくはフランス共和国政府の権限のある当局により作成され、それらの使用のために作成され、又はそれらにより保持されている情報であって、当該情報の起源となる締約国政府の国家安全保障のために保護を必要とし、かつ、秘密指定が付されるものをいう。秘密情報は、口頭、映像、電子、磁気若しくは文書の形態又は装備若しくは技術の形態をとることができる。

(b)　「権限のある当局」とは、秘密情報の保護について責任を有する当局として、締約国政府によって指定される当該締約国政府の政府機関をいう。一方の締約国政府は、他方の締約国政府に対し、外交上の経路を通じて、その権限のある当局を通報する。

(c)　「国内法令」とは、次のものをいう。

(i)　日本国に関しては、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）、国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）その他の施行されている関係法令

(ii)　フランス共和国に関しては、刑法、国防法その他の施行されている関係法令

(d)　「秘密情報取扱資格」とは、各締約国政府の適当な手続に従って個人に付与される適格性であって、秘密情報を確実に取り扱うためのものをいう。

(e)　「契約者」とは、秘密情報を受領する締約国政府との間の契約であって、秘密情報の取扱いを含むものを履行する個人又は団体（下請契約者を含む。）をいう。

(f)　「知る必要」とは、公的に与えられる任務の遂行のため、秘密情報にアクセスする必要性をいう。

第二条

一方の締約国政府から他方の締約国政府に対して直接又は間接に提供される秘密情報は、各締約国政府の国内法令に従って、この協定の規定に基づき保護される。

第三条

各締約国政府の国家秘密保持当局は、次のとおりとする。

日本国政府については、外務省

フランス共和国政府については、防衛国家安全保障総局

国家秘密保持当局は、この協定の実施及び解釈に関する調整及び連絡のための部局としての役割を果たす。

第四条

(a)　一方の締約国政府は、要請を受けたときは、他方の締約国政府に対し、秘密情報の保護を確保するために実施される国内法令の写しを提供する。

(b)　一方の締約国政府は、この協定の下での秘密情報の保護に影響を及ぼす自国の国内法令のいかなる変更についても、他方の締約国政府に対し通報する。この場合には、両締約国政府は、第十七条(b)に規定するところに従って、この協定の可能な改正につき検討するために協議する。その間、秘密情報は、当該秘密情報を提供する締約国政府が書面により別段の同意を与えない限り、引き続きこの協定の規定に従って保護される。

第五条

(a)　日本国政府にあっては、自衛隊法に従って防衛秘密に指定される秘密情報は、「防衛秘密（機密）」又は「防衛秘密」と表示され、他の秘密情報は、「機密」、「極秘」又は「秘」と表示される。

フランス共和国政府にあっては、秘密情報は、「TRES SECRET DEFENSE」、「SECRET DEFENSE」又は「CONFIDENTIEL DEFENSE」と表示される。

(b)　秘密情報を受領する締約国政府は、送付を受けた全ての秘密情報に当該秘密情報を提供する締約国政府名及び当該秘密情報を受領する締約国政府の秘密指定を表示する。対応する秘密指定は、次のとおりとする。

日本国	フランス共和国
機密／防衛秘密（機密）	TRES SECRET DEFENSE
極秘／防衛秘密	SECRET DEFENSE
秘	CONFIDENTIEL DEFENSE

第六条

この協定に基づく補足実施取極は、両締約国政府の権限のある当局により行うことができる。

第七条

両締約国政府は、次の事項を確保する。

(a)　秘密情報を受領する締約国政府は、当該秘密情報を提供する締約国政府の事前の書面による承認を得ることなく、第三国の政府、個人、企業、機関、組織又は他の団体に対し、当該秘密情報を提供しないこと。

(b)　秘密情報を受領する締約国政府は、自国の国内法令に従って、当該秘密情報について当該秘密情報を提供する締約国政府により与えられている保護と実質的に同等の保護を与えるために適当な措置をとること。

(c)　秘密情報を受領する締約国政府は、当該秘密情報を提供する締約国政府の事前の書面による承認を得ることなく、当該秘密情報が提供された目的以外の目的のために、当該秘密情報を使用しないこと。